

販路拡大事業費補助金のご案内

*本制度は、販路拡大事業に取り組む商工業を営む中小企業者に対し当該事業に要した経費の一部を補助し、商工業者の事業展開の可能性を高め、経営基盤の安定並びに体質強化及び技術力と商品開発力の向上を応援するものです。

◆補助対象事業

【県外イベント出展等事業】

栃木県外で開催されるイベント、物産展、展示会、審査会等に商品や製品等を出展・出品する事業。申請者自らが主催・共催するイベントは除きます。出展等の対象となる商品や製品等は、通常、固定店舗で出されている商品やサービス、製造所で作られている製品、又はそれらで新たに開発したものです。出展等の際は、出展ブース等に「(栃木県) 那須烏山市」と表示するほか、那須烏山市のPRに協力いただきます。

【ニューノーマル販路拡大事業】

新しい生活様式に対応するため、従来の事業形態の見直しを行い、新たに取り組む次の事業

- ・販路拡大事業計画策定事業
- ・インターネット活用事業
- ・キャッシュレス決済導入事業

◆補助対象者



- * 那須烏山市内に事業所（固定店舗や製造所）を有し、引き続き1年以上市内で事業を営んでいる中小企業者
- * 市税及び水道料金等を滞納していないこと

◆補助内容

補助率	対象経費の2分の1以内
補助限度額	10万円

◆申込手続き

* 事前申請が必要です。市役所商工観光課へお申し込みください。

* 補助金の交付を申請できるのは、1年度につき1事業かつ1件のみとなります。

* 年度内に補助対象事業が完了することが必要です。（3月31日までに支払を完了した経費が補助対象です）

申込・お問い合わせ先

那須烏山市役所 商工観光課 商工振興グループ（那須烏山市役所烏山庁舎内）

TEL：0287-83-1115 Fax：0287-83-1142

e-mail：shohkohkankoh@city.nasukarasuyama.lg.jp

◆対象経費

【県外イベント出展等事業】

対象事業	対象経費
県外イベント出展等事業	出展料、展示品輸送料、展示装飾費

【ニューノーマル販路拡大事業】

対象事業	対象経費	対象経費の説明	対象経費の具体的内容
販路拡大事業 計画策定事業	計画策定費	ニューノーマル下において効果的に販路拡大に取り組むための計画を専門家と策定するための費用（計画策定に先立ち行う必要な調査や現状分析に係る費用も含む）	計画策定委託料、計画策定のために行った現状分析・調査の委託料、専門家への謝金など
インターネット活用事業	ホームページ作成費（ECサイト出店費を除く）	新たな顧客獲得を目的に自社や商品を紹介するホームページを作成するための費用	ページ作成委託料、ライセンス購入費、追加カスタマイズ費、ページデザイン料、掲載する写真の撮影料、サーバーレンタル料、加入申込金、ポータルサイト利用料など
	ECサイト出店費	ECサイトに出店し直接的な販路拡大を図るための費用	サイト構築委託料、ライセンス購入費、追加カスタマイズ費、サイトデザイン料、商品の写真の撮影料、サーバーレンタル料、加入申込金、サイト利用料（利用料、使用料、出品料など。サイト運営会社に一括で支払う広告宣伝費、決済代行料、送料その他ECサイトを利用するために必要な費用を含む）
キャッシュレス決済導入事業	キャッシュレスシステム導入費	電子マネーの利用率が高い観光客や若者などの客層の取り込みを図るため、キャッシュレス決済（クレジットカード、デビットカード、電子マネー、スマートフォンを用いたQRコード決済など）のシステムを導入するための費用	加入申込金、システム使用料、決済手数料、システム関連機器のリース料など
	キャッシュレスシステム機械装置購入費	キャッシュレスシステムを導入するために必要な関連機械装置の購入費	カードリーダー、パソコン又はタブレット（決済システム用にカスタマイズしたものに限り）などのキャッシュレスシステム関連機械装置購入費